



令和2年1月吉日

松戸市居宅介護支援事業所連絡協議会
会長 上田 直生

●重要事項説明書のモデル書式を
ホームページに掲載しました●

松戸市の全居宅介護支援事業所へお詫びと訂正です。

昨年度の改正にて、「居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス提供事業者について、①利用者は複数のサービス提供事業者の紹介を求めることができる②居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる」この二つの項目について、重要事項に記載し説明、同意をいただくことが義務付けられました。

これは運営基準となるため、昨年より現在に至るまで、介護保険課による実地指導が入った事業所で複数の事業所が重要事項にこの二つの項目の記載がない、又は不十分として減算の対象となり介護報酬の返還をするよう指導されています。令和元年11月吉日付けの居連協通信では、「主治の医師及び医療機関等との連携」の記載がない場合も減算の対象となるような誤解を生じてしまいましたが、これは減算の対象ではありませんので、謹んでお詫びさせていただきます。

今後の実地指導で減算の対象となり介護報酬の返還となる事業所が出ないよう、今一度重要事項を確認していただけますようお願いいたします。

=====
モデル書式の中で、赤字となっているところが記載、説明の義務付けられた項目です。青字の部分はターミナル加算をとっている事業所の義務項目です。昨年4月以降の契約が対象となり、それ以前の利用者についても、次のケアプランの見直し時に説明と同意をいただく必要があります。

=====

*重要事項を変更した場合市へ届け出が必要です。変更届は松戸市ホームページよりダウンロードしてください。

*モデル書式については日本介護支援専門員協議会に掲載されたものです

～下記のアドレスよりホームページにお入りください～

<http://www.kyorenkyou.jp/>

【お問い合わせ】

松戸市居宅介護支援事業所連絡協議会

(事務局：あおばケアプランサービス内)

担当：竹原恵美子

電話：047-705-4926 FAX：047-341-6686

メール：matsudo-kyotaku2018@outlook.jp